

議会の委任による専決処分の報告  
(仮称世田谷区立花見堂複合施設新築工事ほか1件)

1 仮称世田谷区立花見堂複合施設新築工事

- (1) 相手方 東京都世田谷区船橋二丁目8番5号D-Square千歳船橋1階  
中島建設・東京コーポレーション建設共同企業体  
代表者 東京都世田谷区船橋二丁目8番5号D-Square  
千歳船橋1階  
株式会社中島建設東京支店  
代表者 水島伸一  
構成員 東京都世田谷区船橋一丁目8番13号  
東京コーポレーション株式会社  
代表者 松本真弥
- (2) 契約金額 既定金額 1,320,000,000円  
変更金額 1,326,127,000円
- (3) 工期 令和3年10月29日
- (4) 変更理由 ①令和2年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。  
②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、感染対策品の  
購入や事務所・会議室の拡大が必要となったため。
- (5) 専決処分日 令和3年10月20日

2 仮称世田谷区立花見堂複合施設新築電気設備工事

- (1) 相手方 東京都世田谷区太子堂二丁目12番3号オカベビルA棟302  
由井・中央建設共同企業体  
代表者 東京都世田谷区太子堂二丁目12番3号  
オカベビルA棟302  
由井電気工業株式会社世田谷営業所  
代表者 清水龍  
構成員 東京都世田谷区野沢四丁目9番11号

中央電設株式会社

代表者 大澤 秀一

(2) 契約金額 既定金額 217,250,000円

変更金額 217,470,000円

(3) 工期 令和3年10月29日

(4) 変更理由 令和2年3月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のため。

(5) 専決処分日 令和3年10月20日